

## 平成21年6月定例会個人質問

質問テーマ	公共施設利用の減免制度の見直しについて
質問	<p>栗東市財政再構築プログラムの一環として、平成21年7月1日より栗東市の公の施設の使用料等が変更となり、併せて減免制度も受益と負担を基本とした内容に改訂されます。</p> <p>このことにより、これまで減免の恩恵を受けていたボランティアやNPO、老人クラブ、スポーツ少年団等が多く支出を余儀なくされます。</p> <p>栗東市の公の施設の利用者は、先に述べました個人や団体の方たちだけでなく、私的な趣味のサークルであったり、学習であったり幅広い方々に利用されています。</p> <p>今回の改定は、受益と負担を基本としていますが、受益者負担の考えについては理解もしますが、その使用目的が極めて公益性の高いもの。つまり、本来であれば行政が支援すべき「子育て支援」や「老人福祉」、そして「青少年の健全育成」といった内容のものについては、減免措置を見直してもよいのではないかと考えます。</p> <p>子育て支援として、ボランティアの方々がこれまで自分の経験や知識を活かし、コミセンやなごやかセンターを利用して、栗東在住のお母さんたちを中心に子育てサークルを実施されていますが、本当に手弁当でやられており、評判の良いサークルもたくさんあります。このことは、栗東市としても間接的には益を受けて言えるといえます。</p> <p>また、スポーツ少年団においても、野球やサッカー、ミニバスケット等の指導者の皆さん方も、これまた手弁当で、市内の子どもたちの健全育成のために自分の休日をつぶしてでもがんばっていただいております。このことも、栗東市として益を受けている。</p> <p>さらには、高齢者福祉の面でも自治会の中でふれあいサロンなど地元の高齢者の方々のレクリエーション活動を実施されていますが、これもすべてボランティアの方々です。</p> <p>しかし、来月からは、ボランティアで一生懸命、行政に代わって子育てや青少年の健全育成、そして老人福祉の一役を担っていただいているにもかかわらず、施設の利用料を負担しなければならなくなります。</p> <p>私的な趣味等については、理解をいただきながらも、極めて公益に関する活動の施設利用については、減免措置を見直すことはできないのでしょうか。</p> <p>単に減免措置がなくなったから、サークル活動をやめようというのではありませんし、スポーツ少年団からは減免措置の見直しについて署名も出されていますし、ボランティアの方々からも強い要望が寄せられています。</p> <p>財政難は承知の上ですが、行政施策の一部を担っていただいている個人や団体が使用する際の使用料の減免措置については、一律的に廃止するのではなく、一定の段階を設けるなど、こういった活動の継続と発展のためにも是非見直しをしてほしいと考えますが、いかがでしょうか。</p>

## 平成21年6月定例会個人質問

答弁

公共施設利用の減免制度の見直しについてのご質問にお答えします。

今回の見直しの立替は、財政再建ばかりでなく受益者負担の適正化、つまり利用者一人あたりのコストに比べて使用料収入があまりにも少ない、言い換えれば納税者負担と利用者の負担に著しい不均衡がある状況を是正しようとするものです。

これは、施設によっては、97%以上の割合で減免・免除を適用してきたことが主な原因です。

利用者間の公平性の確保も見直しの理由です。施設によって異なっていた減免・免除の適用基準を統一的に見直し、整理したのが、「栗東市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則」です。

この規則による基準では、著しく公共性、公益性が高い使用の場合には減免措置を講じるとしています。具体的には、コミセンにおいては自治会や地域振興協議会が使用する場合、各施設においては市から運営補助金を交付されている全市的な団体や指定管理者、国や他の公共団体が、市民全体を対象とした公益事業を行う場合、使用料を免除するとしています。

このように減免措置は、一律的に廃止するのではなく公共公益性に配慮しています。

例示いただいている子育てサークルの「子育て支援については、協働のまちづくりの一つと大いに評価し、推奨もさせていただきますが、一般に公益性と共益性は明確な分別が非常に難しく、やはり公平性と一貫性を求められる「基準」としては、公益性の判断として「不特定多数の市民全体に便益をもたらすこと」とせざるを得ないと考えます。

したがって、現在のところ減免制度の見直しをする予定はありません。